

市民後見人育成研修に関するQ & A

Q & Aにおける表記整理について

- ・成年後見人、保佐人、補助人を「成年後見人等」という。
- ・成年被後見人、被保佐人、被補助人を「本人」という。
- ・町田市においては、後見類型の他、保佐及び補助類型の方に対し後見活動を行う者を総じて「市民後見人」という。

育成研修に関する事

Q.1 町田市市民後見人育成研修の目的は

A.1 後見人等には、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が低下した方の身上保護・金銭管理などを行い、その方の権利を守ることが求められます。市民後見人育成研修では、地域の住民として市民感覚・市民目線を大切にしながら後見等業務を行うことができる、知識・技量・人格を備えた市民後見人の育成を目指しています。併せて、成年後見制度の利用促進や制度の周知に向けた成年後見サポーターを増やすことを目的としています。

Q.2 町田市市民後見人に求められるものは

A.2 育成研修実施にあたっては、目指すべき市民後見人像について以下の3項目を定め、実施していきます。

- ① 成年後見制度の普及・啓発に努め、社会貢献の精神と意欲を持って後見活動を行える市民
- ② 市民の立場で本人により添いながらも、客観的に本人の利益を考えた支援ができる市民
- ③ 関係機関と連携しながら、本人に必要な支援を考えられる市民

市民後見人養成コース受講者には、この3項目を踏まえ、市民後見人としての登録を目指す方を求めます。

Q.3 成年後見サポーターとはどのようなことをするのですか

A.3 成年後見サポーターは、権利擁護の支援に理解のある方々を地域に一人でも多く増やすことで、地域の権利擁護に対する意識を高め、支援を必要としている人が、必要に応じて成年後見制度等を利用することができるような町田市にすることを目指し、福祉サポートまちだと共に、制度の普及啓発等に携わってくださる方達

のことを指します。

例として、成年後見サポーターの皆様には、以下のような活動にご協力いただくことを想定しています。

- ① 成年後見制度に関する周知活動への協力
- ② 福祉サポートまちだにおける成年後見制度利用促進に向けた取り組みへの協力
- ③ 市民後見人の活動推進のための取り組みへの協力
- ④ 成年後見制度に関する情報の収集及び福祉サポートまちだへの情報提供
- ⑤ その他、権利擁護に関する取り組み

Q.4 仕事をしても、育成研修に参加できますか。どのくらいの時間が後見活動には必要ですか

A.4 育成研修の日程は募集要項のとおりです。基礎研修では、お仕事に就いている方やコロナ禍での感染リスクを考慮し、新たな受講スタイルとして動画配信スタイルを取り入れました。

ただし、実務者研修（日曜開催予定）は原則集合研修となります。また、実務者研修カリキュラムの一環となる、地域福祉権利擁護事業の生活支援員活動は、町田市社会福祉協議会と雇用契約を結び、平日に活動を行っていただくこととなりますので、ご承知おきください。

市民後見人としての活動頻度は、受任（担当）する案件によって異なります。そのため、一概には言えませんが、各種手続き等のために平日の昼間に活動が必要なことも想定されますので、平日に休暇を取ることが難しい状況であると後見活動が充分にできないことも懸念されます。

現在、お仕事に就いていらっしゃる方は、お仕事との兼ね合いも考慮したうえでご応募いただきますよう、お願いいたします。

Q.5 専門職としての資格を持っていますが、育成研修を受講することは出来ますか

A.5 基礎研修については、年齢や資格の有無等に関わらず広く参加を募っておりますし、研修受講後の成年後見サポーターへの登録も可能です。

ただし、実務者研修への参加および、市民後見人候補者として登録することはできませんので、後見人としての活動を希望される方は、所属団体による専門職としての研修会にご参加いただきますよう、お願いいたします。

Q.6 研修受講に年齢制限はありますか

A.6 基礎研修の受講に際しては、年齢制限は設けておりませんので、どなたでもご

参加いただけます。

実務者研修の受講につきましては、「2021年度（第5期）町田市市民後見人育成研修（基礎研修）募集要項」（以下、「募集要項」）にも記載のとおり基礎研修終了後におこなう確認テスト、レポート審査、集団討論の結果等を踏まえ、総合的に審査することとなります。また、75歳以上の方につきましては、地域福祉権利擁護事業の生活支援員活動の雇用条件として、個別面接と認知症自己診断テストを受けて頂き、その結果も含めて審査することとなります。

Q.7 受講にパソコンのスキルは必要ですか

A.7 受講スタイルで、オンラインスタイルの方や動画配信スタイルの方はご自身で、視聴のための端末を準備、インターネット環境の設定、視聴に必要なアプリの最新バージョンのダウンロード等を行っていただく必要があります。

研修期間中、新型コロナウイルス感染拡大等により、集合研修が出来ない状況となった場合には、全ての受講生が、研修動画を視聴し、課題を作成しパソコンを使用して提出していただくことになります。

- ① メールを使用し（データの添付の状態）送受信ができること。
- ② ワードを使用して、所定の文字数での文字入力や図形の入力ができること。
- ③ エクセルを使用して、所定の表に数字の入力ができること。
- ④ 検索エンジンなどを利用し、必要な資料の検索、ダウンロードができること。

上記の様な操作ができることが必要になります。

なお、オンラインスタイルでの受講を予定している方には、受講開始前に接続確認日を設け環境の確認を行います。

Q.8 受講料について

A.8 募集要項に記載のとおり、受講の際には資料印刷代、保険料等として受講料を事前にお振込みいただきます。

受講スタイルによる金額の違いはありませんが、通学スタイルの場合で、新型コロナウイルスの感染拡大などにより通学スタイルでの実施が困難となった場合は、オンラインスタイルや動画配信スタイルに切り替えとなります。その際、受講生の都合で、いずれのスタイルにも変更が出来ず受講を終了せざるを得ない状況となっても、受講料の返金は致しませんので予めご注意ください。

成年後見サポーターコース、聴講コースをお申し込みの方は、受講科目数による受講料の違いはありません。また、成年後見サポーターコース、聴講コースから、市民後見人養成コースへ、コース変更する場合には差額をお支払いいただくこととなります。市民後見人養成コースから、他のコースへ変更した場合には、差額の返金は致しません。

なお、育成研修（施設実習含む）に掛かる交通費、昼食代は別途自己負担となります。

Q.9 テキストの購入は必要ですか

A.9 市民後見人養成コースをお申し込みの方は、テキストの購入が必須です。

受講料のお支払いと併せて、テキスト代もお振込みをいただくこととなります。成年後見サポーターコース、聴講コースをお申し込みの方は任意購入となりますが、研修期間中に市民後見人養成コースへコース変更を希望する際は、テキストをご購入いただくこととなります。テキストはお申し込みをいただいた方の分のみ、その都度販売店へ注文しますので、研修当日に購入していただくことは出来ません。

研修開始以前に、テキストの内容をご覧になりたい方は、事務局備え付けの見本をご確認ください。

なお、各科目におけるテキストの使用頻度は、担当の講師および講義内容により異なることが想定されます。科目によっては、講師が作成したレジュメによる講義となる場合もあることを予めご了承ください。

また、基礎研修科目の理解度を把握するために行う、確認テストの問題は、テキストからの出題を基本としています。

Q.10 都合が悪くなった場合、育成研修の欠席は認められますか

A.10 基礎研修では、通学スタイル、オンラインスタイルの方で、当日の講義を欠席した場合については、動画配信による視聴と定められた課題を提出していただくことで出席扱いとして対応いたします。

実務者研では、多くの科目でグループワークや演習を取り入れた内容となるため、集合研修による受講を原則としています。実務者研修中に欠席があった場合は、欠席回数等により、個別に判断させていただきます。予めやむを得ない事情等がある場合には、早めに事務局にご相談ください。

また、施設実習においても履修することが研修修了の要件となっていますので、欠席は認められません。

Q.11 オンラインスタイルはどのように受講できますか

A.11 オンラインスタイルでの受講の方は、Zoomというリモートツールで参加していただくこととなります。参加するには、次の2つが必要です。①インターネット環境、②通信端末（PC、タブレット、スマホ）。講義中、基本的には受講者がマイクを使用して発言をしていただく予定はありませんが、受講の様子を確認するためカメラは使用する場合がございます。スマホでも問題はありませんが、資料や画面共有することがあるため、なるべく画面サイズが大きいものの方が視聴しやすいと思わ

れます。オンラインスタイルを選択された受講生には、受講日前に参加のためのURLをご案内しますので、そちらから参加していただくようになります。

詳細については、別途ご案内を行います。

Q.1 2 動画配信スタイルはどのように受講できますか

A.1 2 研修日に撮影したものを編集し、研修実施日から1週間以内を目途にデータの配信を行います。配信期間は各科目1週間程度予定しており、その期間を過ぎると視聴できなくなります。視聴後は、課題に取り組んでいただき、期日までに提出することで、科目の受講とみなします。

Q.1 3 受講科目について、一部免除などの制度はありますか

A.1 3 既に他機関等主催の研修等で受講した受講科目とその科目の内容、受講修了の旨を証明できる資料と共に受講免除申請書を提出し、認められた場合のみ受講科目の一部を免除します。ただし、免除できる科目には制限があります。

免除を希望される方は事務局にお問合わせください。

Q.1 4 研修参加のコースを変更することはできますか

A.1 4 基礎研修は、当初お申し込みされたコースから他コースへの途中変更も可能としています。変更を希望される場合は事務局にお知らせください。

なお、市民後見人養成コースをお申し込みされた方で、研修期間中にその他のコースへ変更される方につきましては、受講料の差額の返金はいたしかねますので、予めご了承ください。

成年後見サポーターコース、聴講コースをお申し込みされた方で、市民後見人養成コースへのコース変更をご希望の場合には、差額をお支払いいただくこととなります。

基礎研修後に実施する実務者研修につきましては、市民後見人養成コース以外のコース設定はございません。

Q.1 5 今期の研修を修了できなかった場合はどうすればいいですか

A.1 5 基礎研修科目のうち、「市民後見概論」、「成年後見制度の基礎」、「申し立ての流れと手続き書類」についての講義を受講している方は、成年後見サポーターとしての登録が可能となります。

成年後見サポーターとしてご登録いただき、サポーター活動にご協力いただいた方は、次期以降（3年以内を限度とする）の市民後見人育成研修実施時に、市民後見人養成コース参加申込の優先的な受付と、受講料を免除いたします。

市民後見人に関すること

Q.16 育成研修を受けると、成年後見人等の資格が得られますか

A.16 本来、成年後見人等になるためには特別な資格が必要なわけではありません。民法に規定されたいくつかの欠格事由に該当しない方であり、心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人等となるものの職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無や成年被後見人等の意見、その他一切の事情を考慮して家庭裁判所が選任することとなっています。

欠格事由（民法第847条）

- ア 未成年者
- イ 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人または補助人
- ウ 破産者
- エ 被後見人に対して訴訟をし、またはした者及びその配偶者並びに直系親族
- オ 行方の知れないもの

本研修では、基礎研修修了後の選考により、実務者研修受講者を決定します。

その後、実務者研修（生活支援員活動含む）を経た方の中から、十分な知識と技術等が身についたと判断した方について、成年後見制度の申し立てを行う際に、成年後見人等候補者として家庭裁判所へ推薦していく予定です。

その中で、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方のみが、実際の業務を担うこととなります。

従って、すべての研修受講者が必ず成年後見人等となれる保証はなく、町田市や町田市社会福祉協議会が資格を与えるものでもありません。

Q.17 市民後見人として選任され、後見業務を担う場合、報酬はあるのですか

A.17 市民後見人として選任され、後見業務を担った場合でも、町田市や町田市社会福祉協議会からの報酬はありません。ただし、町田市は、市民後見人が成年後見人等として家庭裁判所に報酬の申し立てを行うことについては妨げないとしています。

成年後見人等の報酬は、当然に得られるものではなく、「家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる」（民法862条）、と規定されています。

そのため、成年後見人等が報酬を得るには、報酬付与の申し立てを行い、家庭裁判所の審判を受ける必要があります。

報酬付与の申し立てがなされて、初めて家庭裁判所は報酬を与えるか否か、与える場

合にはその額を審判というかたちで決定します。

よって、本人に資力がない事案では、後見報酬が得られない場合も多く見られ、成年後見人等はあらかじめ一定額の報酬を得られることが予定されているものではありません。

市民後見人候補者が成年後見人等として選任される事案は、本人の資力が比較的少なく、身上保護を中心とした案件が想定されます。また、市民後見人には、社会貢献の精神と意欲をもって、市民の立場で本人に寄り添いながら後見業務を行うことができる方に行っていただくものとしています。

なお、後見業務に要した実費（交通費、事務費等）は、本人の資産から支払われます。

Q.18 成年後見人等の業務内容はどのようなことですか

A.18 成年後見人等の業務は、本人の生活への配慮（身上保護）と本人の財産管理とされています。

介護や家事のような事実行為は成年後見人等の業務ではありません。本人の生活に必要なことであっても、直接成年後見人等が行うのではなく、必要な福祉サービス等を利用することができるよう、行政機関やサービス提供者と調整し、必要な契約等を行うことが成年後見人等の業務です。

Q.19 市民後見人の活動はどのようなことですか

A.19 基本的には一般の成年後見人等と変わりません。成年後見人等の責務は、判断能力が不十分なために、自らの権利を守り、安定した生活を維持することが困難な方のために、必要な契約や法律行為を本人に代わって行うことなどにより、その方の生活と権利を守ることにあります。

市民後見人の活動は、複雑な法律問題や紛争がなく、専門職でなくても対応できるケースを受任し、生活状況等の見守りや限られた年金等の収支を本人のためにどのように使っていくかを考え、執行するなど身上保護を中心とした後見業務を行います。

なお、市民後見人の活動は、法定後見制度における後見活動であり、任意後見制度については対象としていません。

Q.20 親族の後見人になりたいと考えていますが、この研修を受けられますか

A.20 基礎研修受講に際しては、成年後見制度に関心のある方ならばどなたでもご参加いただけます。その後の実務者研修へのご参加は、市民後見人を目指す方を対象としており、育成研修修了後は市民後見人として受任をしていただくこととなります。なお、市民後見人として受任するかかわら、親族後見人を受任することについて、

本事業として特段の制限は設けておりません。

Q.21 市民後見人として選任されると、後見業務に関してどのような支援が受けられますか

A.21 市民後見人への支援の一環として、市民後見人が後見業務を行っていく中で、困ったことや判断に迷うことについては、専門相談員による相談対応等により、適切な後見業務ができるよう支援するほか、年に4回、市民後見人を対象とした研修会（フォローアップ研修）の実施、定期的な面談などを行っています。

また、市民後見人が選任される際は、町田市社会福祉協議会が監督人（後見監督人・保佐監督人・補助監督人）に就きます。受任した市民後見人は監督人に定期的に後見業務の内容を報告し、監督人のサポートや助言を受けながら、後見業務にあたっています。そのほか、市民後見人同士のネットワークづくりや情報交換を目的とした交流会も実施しています。